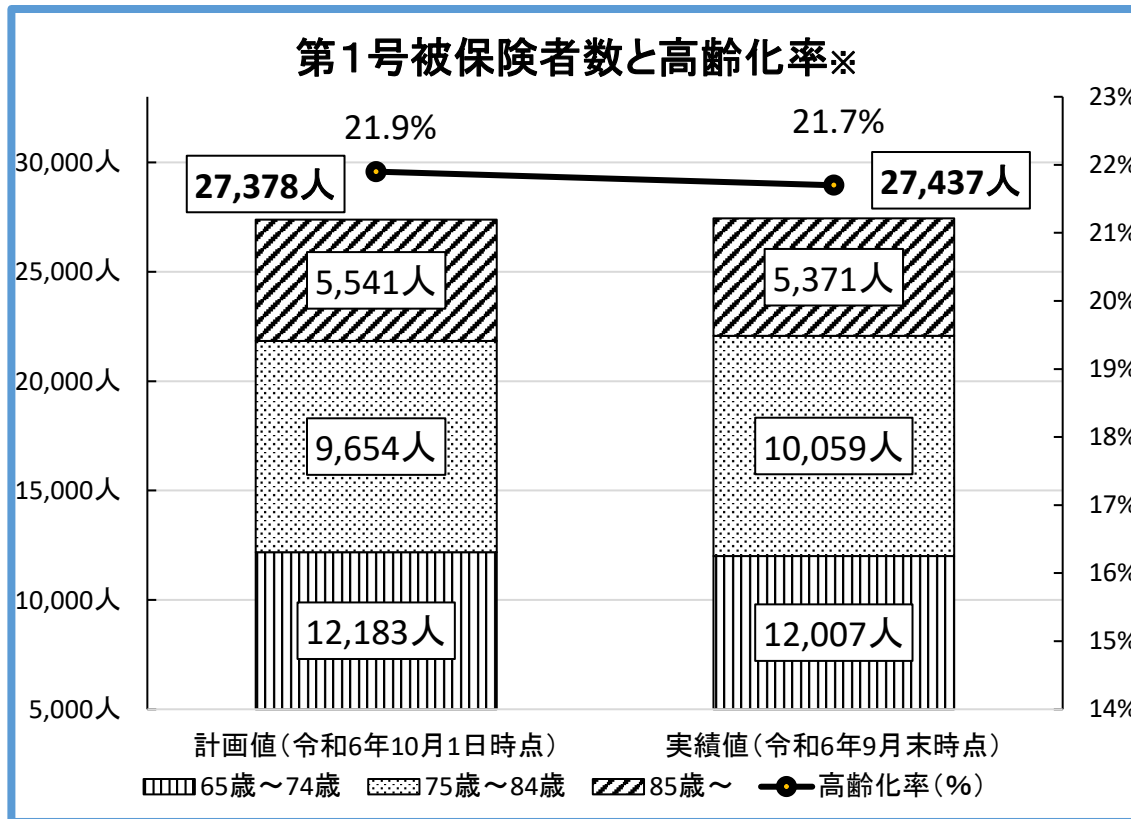


# 介護保険事業の現状（令和6年度）について

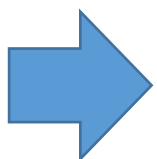
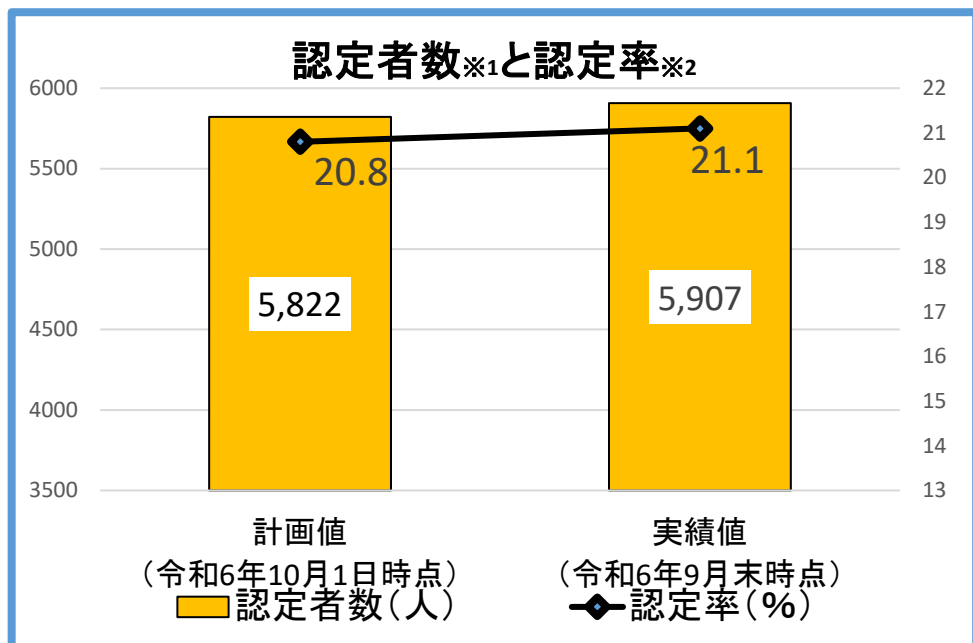
## ●高齢者数の現状（事業計画P185・P186）



計画との乖離  
第一号被保険者数：  
+59人  
高齢化率：  
△0.2%

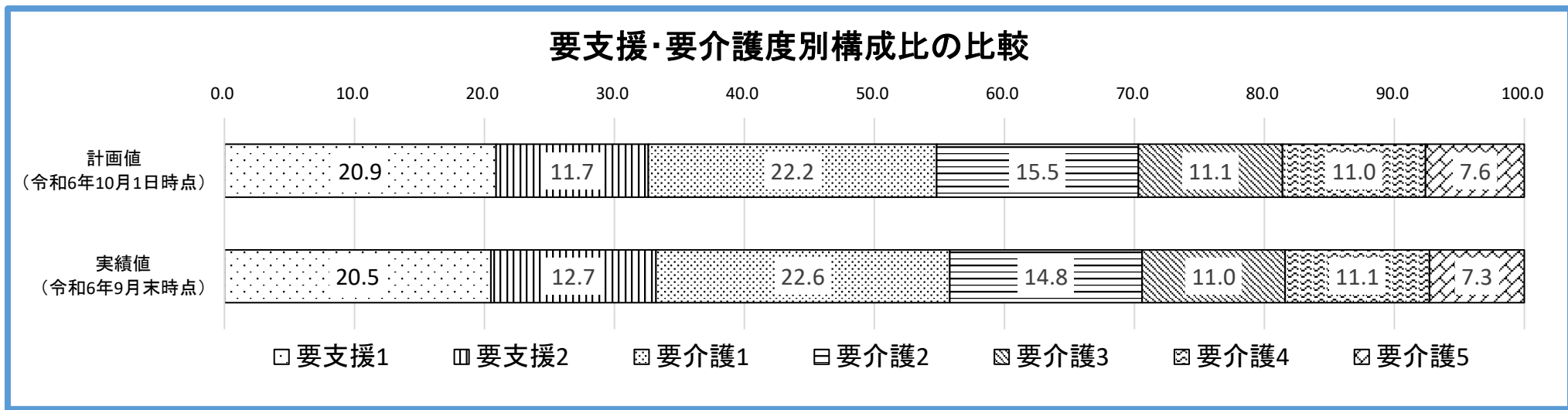
※高齢化率:総人口に占める65歳以上人口の割合

●認定者数の現状(事業計画P188・P250)



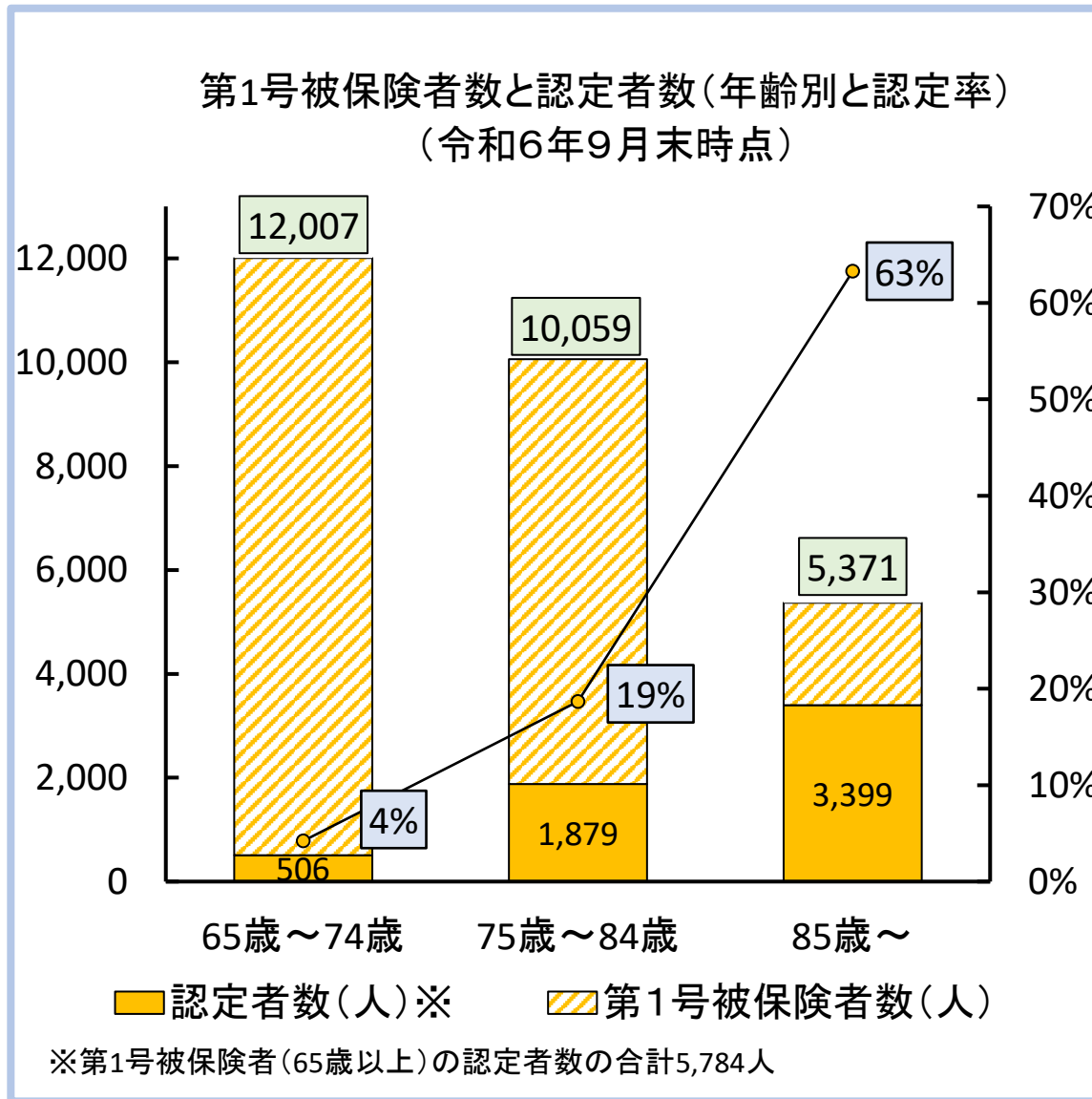
計画との乖離  
 認定者数：+85人  
 認定率：+0.3%

重度認定率：△0.3%  
 (重度認定率：要介護3以上)



※1認定者数:第1号被保険者及び第2号被保険者の認定者の合計  
 ※2認定率:第1号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数の割合

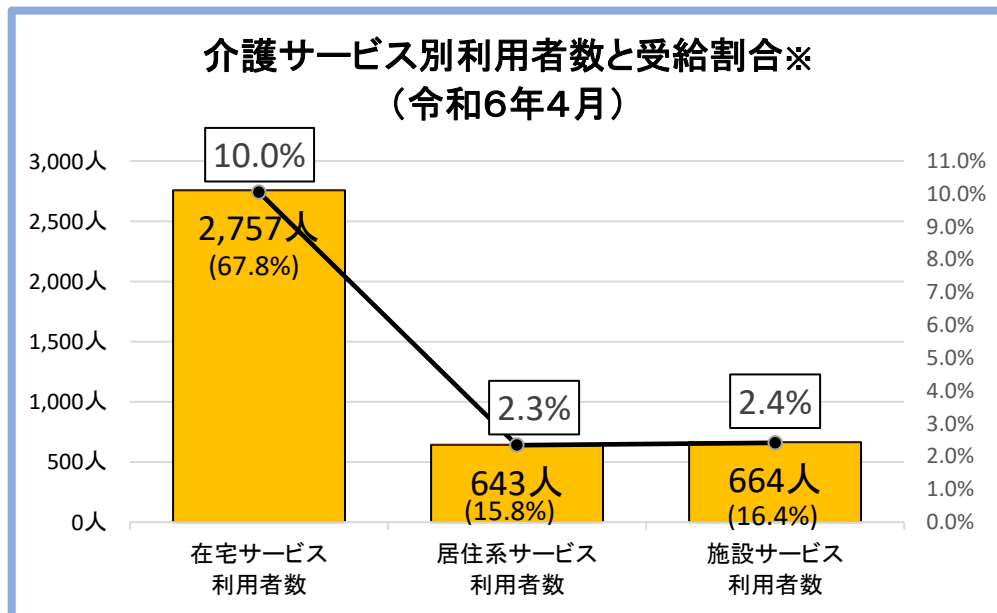
## ● 認定者数の現状



認定者のうち  
約9割が後期高齢者

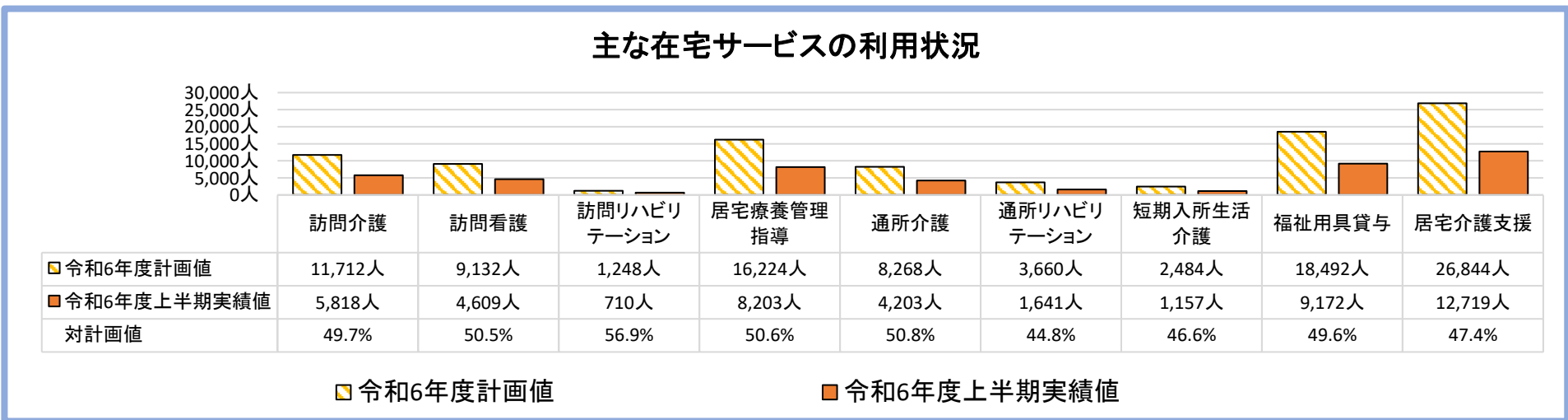
85歳以上高齢者の  
要介護認定率は約6割

## ●介護サービスの利用状況(事業計画P252～255)



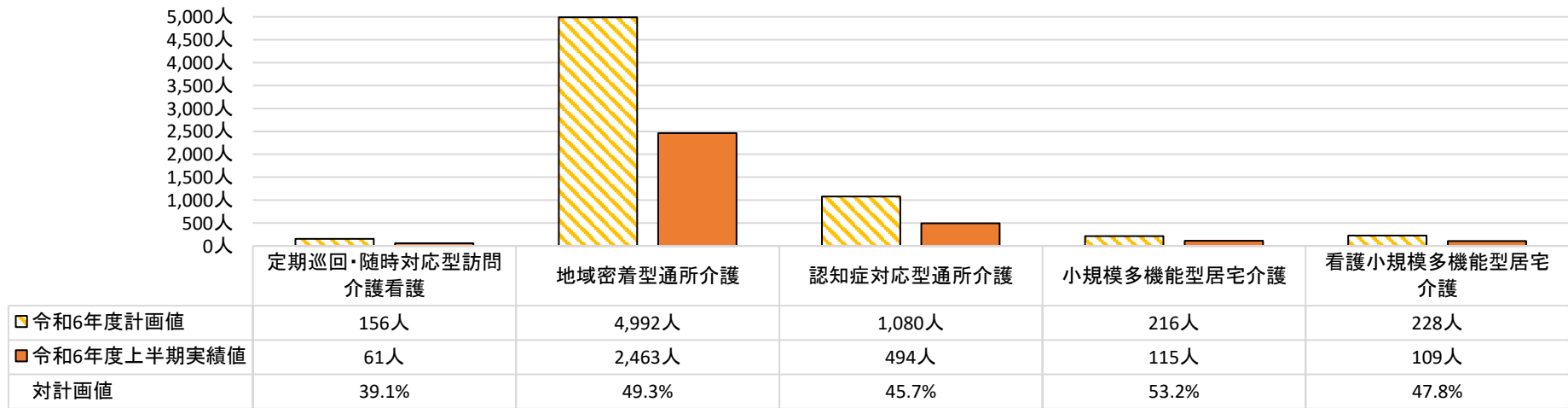
在宅サービス  
利用割合：約7割

居住系・施設サービス  
利用割合：約3割



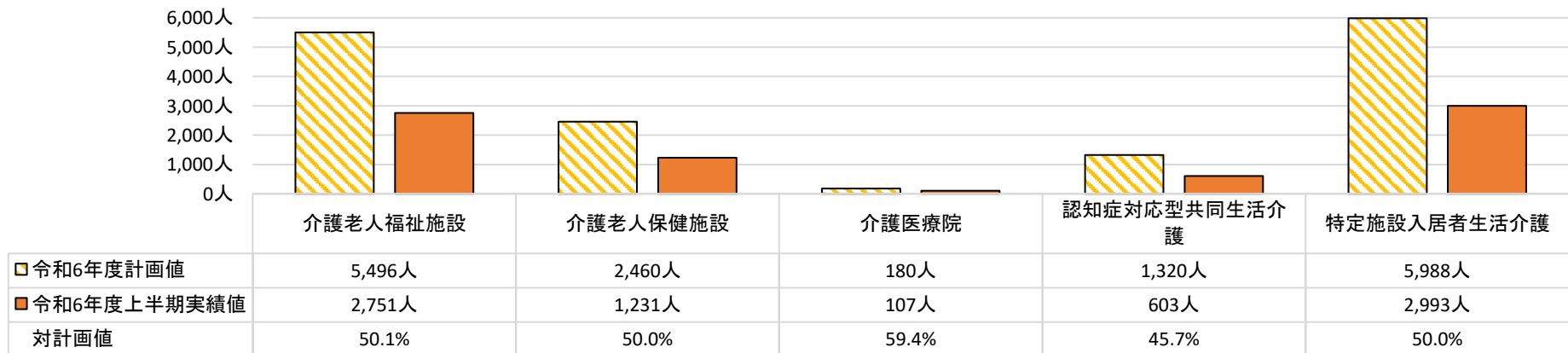
※受給割合：第1号被保険者数に占める各サービスの利用者割合

### 主な在宅サービス(地域密着型)の利用状況



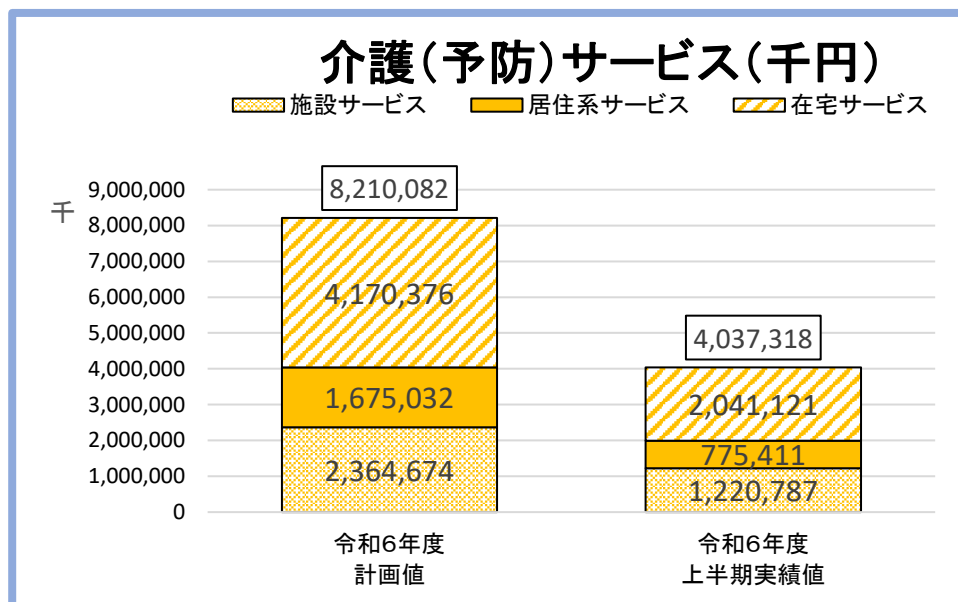
令和6年度計画値    令和6年度上半期実績値

### 主な施設・居住系サービスの利用状況



令和6年度計画値    令和6年度上半期実績値

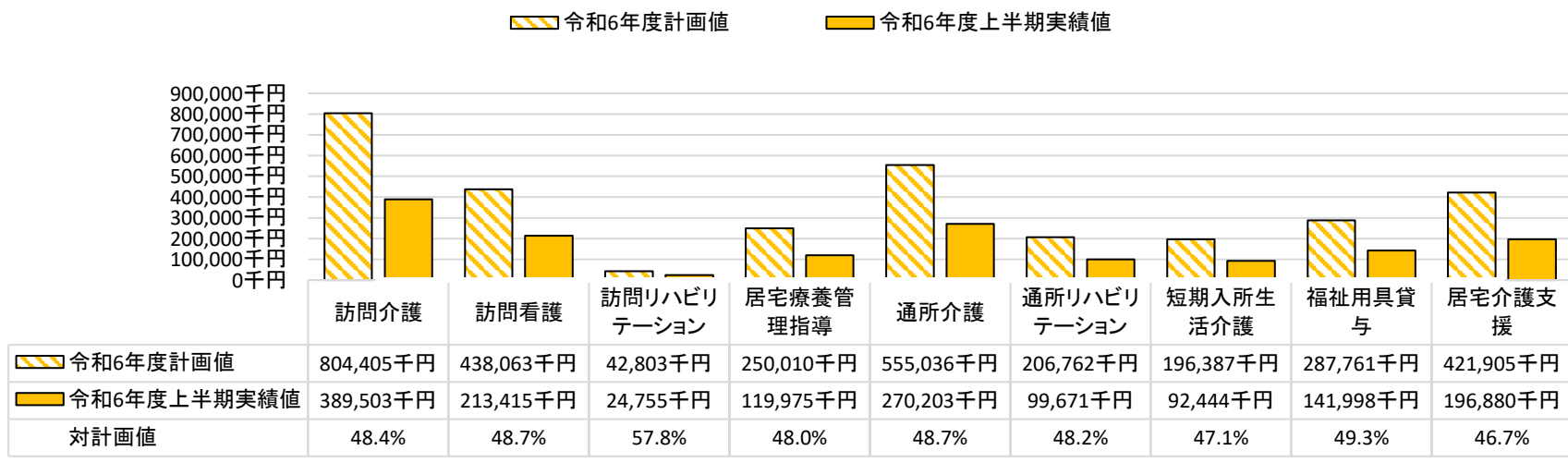
## ●介護給付費の現状(事業計画P267～274)



**介護給付費実績  
に占める割合**  
 在宅サービス50.6%  
 居住系サービス19.2%  
 施設サービス30.2%

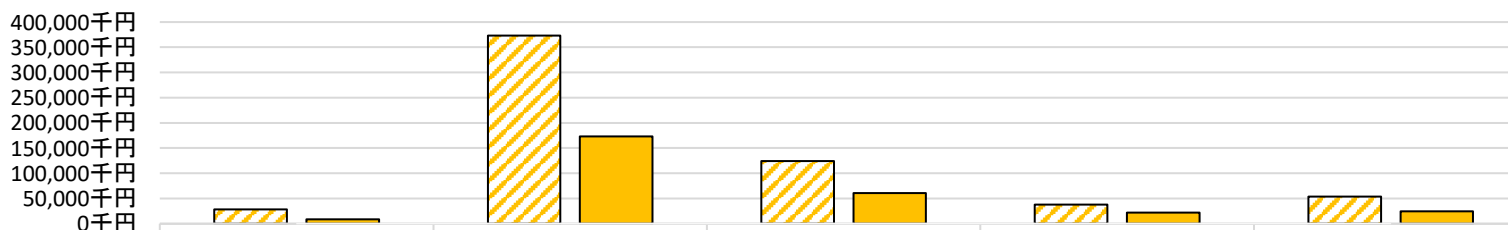
**介護(予防)サービス費  
対計画値：49.2%**  
 (在宅サービス48.9%  
 居住系サービス46.3%  
 施設サービス51.6%)

## 主な在宅サービスの給付費実績状況



## 主な在宅サービス(地域密着型)の給付費実績状況

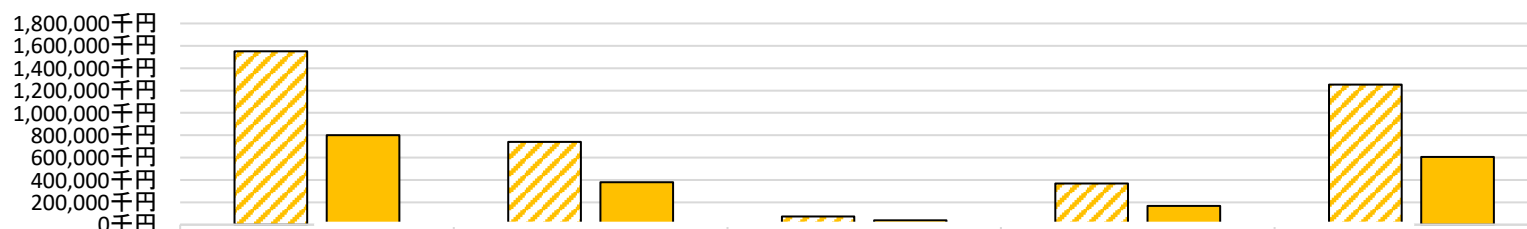
令和6年度計画値 令和6年度上半期実績値



	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居 宅介護
令和6年度計画値	28,469千円	373,129千円	124,016千円	38,093千円	54,113千円
令和6年度上半期実績値	8,855千円	173,065千円	60,661千円	21,804千円	24,299千円
対計画値	31.1%	46.4%	48.9%	57.2%	44.9%

## 主な施設・居住系サービスの給付費実績状況

令和6年度計画値 令和6年度上半期実績値



	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	認知症対応型共同生 活介護	特定施設入居者生活 介護
令和6年度計画値	1,550,769千円	741,854千円	72,051千円	369,052千円	1,253,477千円
令和6年度上半期実績値	800,427千円	378,417千円	38,059千円	167,967千円	606,887千円
対計画値	51.6%	51.0%	52.8%	45.5%	48.4%

# サービス種類の説明

サービス種類	内 容
・在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護住宅改修、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
・居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
・施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
・地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活することを支えるため、地域のニーズに応じて提供されるサービスです。原則、利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業所の指定や監督を行います。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
・居宅介護支援	要介護と認定された方に対して、介護保険の居宅サービスなどを適切に利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整、介護保険施設への紹介などを行うサービスです。
・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント	要支援と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業の必要性が確認された方に対して、その方の心身の状態の悪化を予防し、要介護状態になることを防ぐための介護予防サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターが中心となって行うサービスです。介護予防サービス計画の作成や介護予防サービス事業者との調整などを行います。
・訪問介護 ・訪問型サービス（総合事業）	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、食事・排せつ・入浴や、掃除・洗濯・調理の援助を行います。
・夜間対応型訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が夜間にお宅を定期的に巡回訪問し、または通報を受けて訪問し、食事・排せつ・入浴等の援助を行います。
・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	介護職員、看護師などがご自宅を訪問し、お部屋などで簡易浴槽を使用して入浴の介護を行います。
・訪問看護 ・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などがご自宅を訪問し、主治医の指示に基づいた看護サービスを提供します。



サービス種類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> </ul>	理学療法士や作業療法士、言語療法士がご自宅を訪問し、体の機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などを受けるサービスです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅療養管理指導</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護</li> <li>地域密着型通所介護</li> <li>通所型サービス（総合事業）</li> </ul>	施設に通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活の相談、健康状態の確認など、日常生活の支援や機能訓練などを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型通所介護</li> </ul>	認知症の方を対象にした通所介護です。施設に通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活の相談、健康状態の確認など、日常生活の支援や機能訓練などを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>通所リハビリテーション</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>	医師の意見に基づき、医療機関や介護老人保健施設に通い、健康の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを中心に行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> </ul>	車いす・特殊寝台（電動ベッド）・歩行器・歩行補助つえなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定福祉用具販売</li> <li>特定介護予防福祉用具販売</li> </ul>	ポータブルトイレやシャワーチェアなど、排せつや入浴に使われる貸与に向かない福祉用具を指定福祉用具販売店から購入した場合、年間10万円を上限額として保険給付の対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護住宅改修</li> <li>介護予防住宅改修</li> </ul>	手すりの取付けや段差の解消など、要支援や要介護と認定された方ができるだけ自立した日常生活を送るため、その手助けとなるような住まいの改修費用が20万円を上限として保険給付の対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	通いを中心とし、利用者の希望や態様に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する登録制のサービスです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	小規模多機能型居宅介護のサービスに「訪問看護」の要素が加った、医療面の不安にも応えたサービスです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	居宅の方が特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活の支援や機能訓練などを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	居宅の方が介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所し、医師の管理の下に介護、機能訓練、その他必要な医療行為や日常生活上の支援をします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	認知症の方を対象として、共同で生活できる家庭的な環境において、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

サービス種類	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<p>有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談、助言などの日常生活の支援、機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム 環境上の理由と一定の経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が市の措置により入所する施設</li> <li>・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） 身体機能の低下などにより自立した日常生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者に対し、低額な料金で食事その他のサービスを提供する施設</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> </ul>	<p>特別養護老人ホームとも呼ばれており、寝たきりや認知症など、つねに介護が必要で自宅では介護を受けることができない方が入所し、食事、着替え、入浴、排せつなど生活全般の援助を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> </ul>	<p>病状が安定している方を対象として、施設に入所し医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーション、その他必要な医療および日常生活の支援を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護医療院</li> </ul>	<p>長期療養が必要な方を対象として、介護設備の整った病院に入院し、医学的な管理の下で看護や介護などの日常的な支援、その他必要な医療を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定入所者介護サービス費</li> </ul>	<p>所得の低い方が介護老人福祉施設・介護老人保健施設などの施設に短期または長期で入所した場合、その居住費、食費の一部について、介護保険から給付するサービスです。</p>

## 高齢者の福祉をめぐる展開

1963 (昭和 38) 年	<b>老人福祉法公布</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホームの創設</li> <li>・ 訪問介護事業の制度化</li> </ul>
1970 (昭和 45) 年	<b>高齢人口 7% 超 (高齢化社会)</b>
1978 (昭和 53) 年	<b>短期入所生活介護 (ショートステイ) 事業の創設</b>
1979 (昭和 54) 年	<b>日帰り介護 (デイサービス) 事業の創設</b>
1986 (昭和 61) 年	<b>老人保健法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健施設の創設</li> </ul>
1990 (平成 2) 年	<b>老人福祉法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉計画の策定が義務化</li> </ul>
1994 (平成 6) 年	<b>高齢人口 14% 超 (高齢社会)</b>
1997 (平成 9) 年	<b>介護保険法公布 (2000 年 4 月施行)</b>
2000 (平成 12) 年	<b>介護保険制度施行</b>
2005 (平成 17) 年	<b>介護保険法改正 (翌年 4 月施行)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防の重視</li> <li>・ 地域包括支援センターの創設</li> <li>・ 地域支援事業の創設</li> <li>・ 地域密着型サービスの創設</li> <li>・ 介護サービス情報の公表</li> </ul>
2007 (平成 19) 年	<b>高齢人口 21% 超 (超高齢社会の到来)</b>
2008 (平成 20) 年	<b>介護保険法改正 (翌年 5 月施行)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービス事業者の法令順守等の業務管理体制の整備</li> </ul>
2011 (平成 23) 年	<b>介護保険法改正 (翌年 4 月施行)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアの推進</li> <li>・ 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業の創設</li> </ul>
2012 (平成 24) 年	<b>認知症施策推進 5 か年計画 (オレンジプラン) 策定</b>

2014（平成 26）年	<p><b>介護保険法改正（翌年 4 月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症対策・地域ケア会議の推進）</li> <li>・ 予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行</li> <li>・ 特別養護老人ホームの入所者を要介護 3 以上の方に重点化</li> <li>・ 所得に応じて自己負担割合 2 割を導入（平成 27 年 8 月施行）</li> <li>・ 低所得者の保険料軽減を拡充</li> </ul>
2015（平成 27）年	<b>認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）策定</b>
2017（平成 29）年	<p><b>介護保険法改正（翌年 4 月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進</li> <li>・ 介護医療院の創設</li> <li>・ 所得に応じて自己負担割合 3 割を導入（平成 30 年 8 月施行）</li> </ul>
2019（令和元）年	<b>認知症施策推進大綱策定</b>
2020（令和 2）年	<p><b>介護保険法改正（翌年 4 月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援</li> <li>・ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</li> <li>・ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進</li> </ul>
2023（令和 5）年	<p><b>介護保険法改正（翌年 4 月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの体制整備</li> <li>・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化</li> </ul> <p><b>共生社会の実現を推進するための認知症基本法公布（翌年 1 月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持ってくらすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>
2024（令和 6）年	<b>認知症施策推進基本計画策定</b>

出典：介護保険制度の主な改正の経緯（厚生労働省）

介護保険制度の創設前の老人福祉・老人医療政策の経緯（厚生労働省）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要（厚生労働省）